広報情報委員会規程

平成 29 年 10 月 2 日　第 3 回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）定款細則第 6 条および組織規程（0103）第 3 条により設置された広報情報委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について審議および連絡調整をする。

（１）学会と外部との情報伝達に関する事項

（２）学会外部への情報知識の伝達

（３）学会内活動・事務機能などの情報化への対応に関する事項

（４）その他，広報，情報化に関する事項

（組織）

第３条　委員会は，次に掲げるメンバーをもって組織する。

（１）委員

（２）特別委員

２　委員会には委員長１名，副委員長１名，幹事１名をおく。

３　委員は，広報を担当する理事，および理事以外であって，広報情報に知見を有するものとする。

４　特別委員は，担当副会長のほか，理事若干名とする。

第４条　委員会の円滑な運営を図るため，幹事会を置くことができる。委員会の下には，小委員会，WG，タスク等を置くことができる。

２　幹事会，小委員会，WG，タスク等のメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（任期）

第５条　第 3 条第１項の委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。委員会メンバーが理事の場合は，職務としての任期とする。ただし，任期途中に交代した委員会メンバーの任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第６条　委員長は，委員のうちから会長が委嘱する。

２　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。

3　委員長は，議案に関し関係する理事と情報の共有を図る。

（副委員長）
第7条　副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。
2　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，その職務を代行する。

（幹事）
第8条　幹事は，委員のうちから委員長が指名する。
2　幹事は，委員長，副委員長を補佐して会務を整理する。

（委員）
第9条　委員は，会務を処理する。

（特別委員）
第10条　特別委員は，会長が指名する。
2　特別委員は，委員会の議事に参加する。

（委嘱）
第11条　委員は，会長が委嘱する。
2　委員会に設置される幹事会，小委員会，WG，タスク等のメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（議事）
第12条　委員会の議事は，特別委員を除く委員総数の2分の1以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
2　緊急もしくは委員会が定足に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（代理者）
第13条　第3条の委員のうち，理事が委員の場合，この委員の代わりに他の理事を代理出席させることができる。
2　前頁以外の委員の代理出席是非については，委員長の判断とする。

（委員および特別委員以外の者の出席）
第14条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（議事録）

第 15 条　委員会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を得て保存しなければならない。

（理事会への報告）

第 16 条　委員会の議決事項は，委員長もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第 17 条　本規程の改定は，委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

（雑則）

第 18 条　本規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

＜参考：第 4 条関連組織＞

広報情報委員会の下に，オープンスクール小委員会，ポジションステートメントWG，異常事象解説チーム（タスク），ホームページ運営 WG を設置する。

附則

1　平成 13 年 6 月 27 日　第 434 回理事会制定，同日施行

2　改定履歴

①平成 13 年 7 月 24 日　第 435 回理事会改定

②平成 14 年 6 月 25 日　第 444 回理事会改定

③平成 17 年 11 月 25 日　第 477 回理事会改定

④平成 19 年 7 月 30 日　第 489 回理事会改定

⑤平成 22 年 5 月 28 日　第 509 回理事会改定

⑥平成 25 年 6 月 4 日　第 16 回理事会改定

⑦平成 26 年 5 月 26 日　第 2 回広報情報委員会起案，平成 26 年 5 月 28 日　第 7 回理事会承認

⑧平成 28 年 4 月 27 日　第 3 回広報情報委員会起案，平成 28 年 5 月 24 日　第 8 回理事会承認

⑨平成 29 年 8 月 9 日　第 1 回広報情報委員会起案，平成 29 年 10 月 2 日　第 3 回理事会承認

附則

1　平成 26 年 5 月 26 日起案の規程は，理事会承認の日から施行する。

2　平成 28 年 4 月 27 日起案の規程は，理事会承認の日から施行する。

3　平成 29 年 8 月 9 日起案の規程は，理事会承認の日から施行する。